

身体・精神に障がいがある方が利用する軽自動車などは税金の減免申請を

税務収納課 ☎66・1115

◆身体障がい者、知的障がい、精神障がいの方が所有する軽自動車の場合

障害の区分・等級により該当しない場合があります。

減免できる車 本人の所有する軽自動車(18才未満の身体障がい者または知的障がい者もしくは精神障がい者で本人と生計を一にする方の所有を含む)で、1人につき1台。
持参するもの 印鑑・手帳・車検証・運転免許証

※普通車は県税事務所(☎0532・54・5111)へ。

◆身体障がい者用に改造してある軽自動車の場合

減免できる車 車椅子の昇降装置や車止め、浴槽の設置など身体障がい者用に改造してある軽自動車。

持参する物 印鑑・車検証、構造内容が分かる写真(前後左右)

【申請】5月24日(火)までに

税務収納課税政担当へ。

★軽自動車以前年度に減免の適用を受けている方

3月中旬に郵送した「減免となっている軽自動車等の現況報告書」が新年度の減免申請書となりますので、記入の上、返送してください。

福祉タクシー券の交付

福祉課 ☎66・1106

4月～平成24年3月まで利用できる福祉タクシー料金助成利用券を交付します。

とき 3月28日(月)～

ところ 福祉課

対象 次の条件に該当する方で、自動車税・軽自動車税の減免を受けていない方

○身体障がい者

・下肢・体幹・視覚障害

………1～3級

・内部障害………1～3級

※重複障害の場合はそれぞれ

の部位別の等級で判定

○知的障がい者………A・B判定

○精神障がい者………1・2級

集団予防接種

接種時期、接種会場の変更

◆BCG予防接種は
4カ月児健診と同時に実施します

これまでBCG予防接種と4カ月児健診はそれぞれ別の日程で実施していましたが、4月からは同時に実施します。

◆三種混合予防接種は
生後3カ月から開始します

百日せきなどの免疫を早い時期につけるため、接種時期を早め生後3カ月から接種を開始します。

◆接種会場は
保健センターのみになります

集団で行う予防接種は、これまで保健センター、東部市民センターおよび形原公民館の3会場で行っていましたが、4月からは保健センターのみの1カ所になります。

会場を1カ所にするので、BCGと三種混合の実施回数を増やし、今まで以上の接種機会を提供できます。

健康推進課 ☎67・1151

持参するもの 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳、印鑑

献血を実施します

健康推進課 ☎67・1151

とき 4月19日(火)

午前9時30分～正午

午後1時～4時

ところ 市役所1階ロビー

その他 受付時に本人確認を行います。運転免許証、保険証、パスポートなどをご用意ください。

児童扶養手当を振り込みます

児童課 ☎66・1108

児童扶養手当の4月期支払分(12月～3月分)を4月11日(月)以降に受給者指定の金融機関に振り込みます。確認してお受け取りください。

手当を振り込みます

福祉課 ☎66・1106

市障害者扶助料の4月期支払分(12月～3月分)を4月20日(水)以降に、受給者指定の金融機関に振り込みます。確認してお受け取りください。

**愛知県後期高齢者医療制度
協定保養所利用助成**

保険年金課 ☎66・1102

被保険者の方が次の協定保養所に宿泊する場合、1人1泊につき千円を助成します。(平成24年3月31日まで、全保養所合わせて4泊まで)

ところ	協定保養所名	電話
犬山市	レイクサイド入鹿	0568・67・3811
桑名市	名古屋市休養温泉 ホーム松ヶ島	0594・42・3330
東浦町	あいち健康プラザ	0562・82・0235
田原市	シーサイド伊良湖	0531・35・1151
蒲郡市	サンヒルズ三河湾	0533・68・4696
豊田市	豊田市 百年草	0565・62・0100

利用方法 申込時に協定保養所へ「愛知県後期高齢者医療制度の被保険者」であることを伝え、宿泊当日、保養所の窓口で後期高齢者医療保険証および利用カード(初回交付)を提示してください。精算時に千円を助成します。

問合せ先 愛知県後期高齢者医療広域連合給付課
☎052・955・1205